国立大学法人東京医科歯科大学における授業料、入学料及び検定料等に関する規則

（平成１６年４月１日
規 則 第 ６ ６ 号）

（趣旨）

第１条　この規則は、東京医科歯科大学における授業料、入学料、検定料及び寄宿料並びに公開講座講習料及び学位論文審査手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

（学部及び大学院における授業料等）

第２条　学部及び大学院における授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）の額は、次のとおりとする。

(1) 学部学生及び大学院学生

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学 部	年額 642,960 円	282,000 円	17,000 円
大学院	年額 535,800 円	282,000 円	36,000 円

(2) 科目等履修生及び聴講生

授 業 料	入 学 料	検 定 料
１単位に相当する授業について 14,800 円	28,200 円	9,800 円

(3) 特別聴講学生

授 業 料
１単位に相当する授業について 14,800 円

(4) 特別研究学生及び短期交流学生

授 業 料
月額 29,700 円

(5) 大学院研究生

授 業 料	入 学 料	検 定 料
年額 356,400 円	84,600 円	9,800 円

２　平成１１年度以後の入学者（入学者の属する学年に編入学、転入学又は再入学した者を含む。）については、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料を適用する。

３　学部又は大学院に編入学、転入学及び再入学により入学した者に係る授業料の額は、当該者が編入学、転入学及び再入学により入学する年次相当の在学者に係る授業料の額とする。

４　第一段階選抜の結果、不合格となった者に対しては、出願の際に徴収した検定料のうち、１

３，０００円を返還する。

５　学部の編入学、転入学及び再入学に係る検定料の額は、第１項の規定にかかわらず、３０，０００円とする。

（長期履修学生の授業料）

第３条　東京医科歯科大学大学院学則（平成１６年規程第５号）第１５条の規定により長期履修を認められた学生（以下「長期履修学生」という。）の長期履修期間（長期履修学生となる前に在学した期間を除く。以下この項において同じ。）における授業料の年額は、前条第１項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

２　前項の規定により授業料の年額が定められた長期履修学生が、長期履修期間の短縮を認められた場合の長期履修期間（当該短縮の前に在学した期間を除く。以下この項において同じ。）における授業料の年額は、前条第１項に規定する授業料の年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額から当該学生が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除して得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

第４条　削除

（寄宿料）

第５条　寄宿料の額は、次のとおりとする。

区　　分	寄　宿　料
単身用居室で一人当たりの建物（共用部分を含む。）の面積が25㎡以上のもの	月額　5,900　円
世帯用居室で一世帯当たりの建物（共用部分を含む。）の面積が50㎡以上60㎡未満のもの	月額　11,900　円
世帯用居室で一世帯当たりの建物（共用部分を含む。）の面積が60㎡以上のもの	月額　14,200　円

２　前項の規定にかかわらず、国立大学法人東京医科歯科大学寄宿舎（里見寮）管理運営規則（平成21年規則第57号）に規定する里見寮にあっては月額17,800円とする。

（公開講座講習料）

第６条　公開講座講習料の額は、次の額を超えない額とする。

一講座当たり時間数	公開講座講習料
５時間以下	5,200　円
５時間を超え　１０時間以下	6,200　円

１０時間を超え １５時間以下	7,200 円
１５時間を超え ２０時間以下	8,200 円
２０時間を超え ２５時間以下	9,200 円
２５時間を超え ３０時間以下	10,200 円
３０時間を超え ３５時間以下	11,200 円
３５時間を超え ４０時間以下	12,200 円
４０時間を超え ４５時間以下	13,200 円
４５時間を超え ５０時間以下	14,200 円
５０時間を超え ５５時間以下	15,200 円
５５時間を超え ６０時間以下	16,200 円
６０時間を超え ６５時間以下	17,200 円
６５時間を超え ７０時間以下	18,200 円
７０時間を超え ７５時間以下	19,200 円
７５時間を超え ８０時間以下	20,200 円
８０時間を超え ８５時間以下	21,200 円
８５時間を超え ９０時間以下	22,200 円
９０時間を超え ９５時間以下	23,200 円
９５時間を超え１００時間以下	24,200 円
１００時間を超え１０５時間以下	25,200 円
１０５時間を超え１１０時間以下	26,200 円

（履修証明プログラム受講料）

第６条の２　履修証明プログラムの受講料の額は、１時間あたり1，０００円とする。ただし、学長が必要と認める場合には、別に定める。

（学位論文審査手数料）

第７条　学位論文審査手数料の額は、次のとおりとする。

学位論文審査手数料
１件につき 57,000円

（授業料等の不徴収）

第８条　第２条第１項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者の授業料等は徴収しない。

(1) 国立大学から受け入れる特別聴講学生又は特別研究学生

(2) 授業料を相互に不徴収とする大学間相互単位互換協定に基づき、公立又は私立の大学から受け入れる特別聴講学生

(3) 授業料を相互に不徴収とする大学間特別研究学生交流協定に基づき、公立又は私立の大学から受け入れる特別研究学生

(4) 国費外国人留学生
(5) 国立大学法人東京医科歯科大学国際交流協定に関する要項（平成２３年制定）に基づき締結する授業料等を相互に不徴収とする大学間交流協定に基づき受け入れる外国人留学生
(6) 国立大学法人東京医科歯科大学医学部保健衛生学科看護学専攻学生による大学院保健衛生学研究科看護先進科学専攻の先取履修に関する要項（平成２６年制定）第１条の規定による科目等履修生
(7) 国立大学法人東京医科歯科大学短期交流学生の受入れに関する要項に基づき締結する授業料等を相互に不徴収とする学生交流協定に基づき受け入れる短期交流学生
(8) 東京医科歯科大学大学院学則第５８条第１項に規定する協定において授業料等を不徴収とすることを定めた国際連携専攻に入学する大学院学生
(9) 前各号の規定にかかわらず、学長が別に受け入れを認める第２条第１項各号に定める者

２ 前項に定めるもののほか、次の各号の一に該当する者の入学料及び検定料は徴収しない。
(1) 本学の博士（前期）課程（修士課程を含む。）を修了し，引き続き本学の博士（後期）課程（博士課程を含む。）に進学する者
(2) 東京医科歯科大学学則第１９条第２項（ただし書を除く。）の規定により本学の医学部医学科又は歯学部歯学科に再入学する者
(3) 東京医科歯科大学学則第３１条の2の規定により退学した後、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再入学する者

３　前２項に定めるもののほか、学長が特に認めた者の入学料及び検定料は徴収しない。

附　則

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

２　次に掲げる者に係る授業料の額については、第２条第１項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

対 象 者	授 業 料	
	学 部	大 学 院
平成7年度から平成8年度までの入学者	年額 447,600 円	年額 447,600 円
平成９年度から平成１０年度までの入学者	年額 469,200 円	年額 469,200 円

附　則（平成１７年３月３１日規則第１７号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１９年１月１５日規則第１２号）

この規則は、平成１９年１月１５日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日規則第６号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行し、平成１９年度再入学志願者から適用する。

附　則（平成２１年１２月１８日規則第５６号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月３０日規則第４３号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年９月３０日規則第８９号）

この規則は、平成２３年９月３０日から施行し、平成２３年８月１日から適用する。

附　則（平成２３年１２月１６日規則第１０６号）

１　この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

２　この規則の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成２４年９月３０日まで、なお従前の例による。

附　則（平成２６年３月３１日規則第２４号）

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月９日規則第２５号）

この規則は、平成２６年４月９日から施行し、平成２６年４月１日から適用する。

附　則（平成２８年５月１１日規則第９２号）

この規則は、平成２８年５月１１日から施行し、平成２８年５月１日から適用する。

附　則（平成２８年６月９日規則第１００号）

この規則は、平成２８年６月９日から施行し、平成２８年４月１日から適用する。ただし、第２条第１項第４号並びに第８条第１項第８号及び第９号の規定については、平成２８年５月１日から適用する。

附　則（平成２９年１月１１日規則第８号）

この規則は、平成２９年１月１１日から施行し、平成２９年度入学者から適用する。

附　則（平成２９年１月１１日規則第８号）

この規則は、平成２９年１月１１日から施行し、平成２９年度入学者から適用する。

附　則（平成２９年１０月１８日規則第１１９号）

この規則は、平成２９年１０月１８日から施行する。ただし、第８条第１項第１０号の規定については、平成２８年度入学者から適用する。

附　則（平成３０年５月３０日規則第４４号）

この規則は、平成３０年５月３０日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則（令和元年１１月２６日規則第１１８号）

１　この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２　令和２年３月３１日に医学部又は歯学部に在学する者に係る授業料の額については、在学しなくなるまでの間、改正後の第２条第１項第１号の規定にかかわらず、535,800 円とする。

附　則（令和４年９月３０日規則第１２５号）

この規則は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和６年４月２５日規則第４６号）

この規則は、令和６年５月１日から施行する。